

シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業助成金交付要綱（その2）

（制定）令和5年4月14日付5都環公地温第425号決定

（改正）令和6年4月19日付6都環公地温第601号決定

（改正）令和7年4月24日付7都環公地温第1048号決定

（目的）

第1条 この要綱は、シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業実施要綱（令和3年3月31日付2環地次第669号。以下「実施要綱」という。）第53に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行するシェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）のうちシェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業助成金交付要綱（その1）（令和3年6月29日付3都環公地温第679号）に規定する助成対象者以外への交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるとおりとする。

（助成対象者）

第3条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第41

（1）イ及びウに掲げる要件を満たし、次条に定める本助成金の交付対象となるZEV（以下「助成対象車両」という。）を購入する事業者（国及び地方公共団体（イの場合は都内の区市町村を除く。）を除く。）であって、次に掲げる要件に該当しないものとする。ただし、リース事業者との間で助成対象車両に係るリース契約を締結した場合は、リース契約における使用者（以下「使用者」という。）が助成対象者となる。

一 税金の滞納があるもの

二 刑事上の処分を受けたもの

三 公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業者は、助成対象者としなない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（助成対象車両）

第4条 助成対象車両は、実施要綱第41（2）及び別表第1に掲げる自動車検査証、軽自動車

届出済証又は標識交付証明書の記載事項の要件を満たすものとする。ただし、都の他の同種の助成金の交付を重複して受けるもの、販売促進活動（展示・試乗等）に使用するもの、助成対象者が自動車販売業者であって当該車両販売業者が関係会社から調達したもの、助成対象者の自社製品及び助成対象者が役員として所属する民間事業者等の製品を除く。

なお、実施要綱第4 1（2）オ及び別表1の要件は、初度登録等の日から継続して満たしているものであること。

ただし、実施要綱第4 1（2）カの要件は、本事業において既に実施要綱第4 1（1）イ及びウの事業に要する車両を2台以上助成金の交付申請を行っており、追加で助成金の交付申請を行う場合においては1台から申請できるものとする。

（助成対象経費）

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 1（3）に定め、公社が必要かつ適切と認めたものであって、第9条の規定により公社が交付決定をした日より後に、当該助成対象車両の売買契約又はリース等の契約を締結するものとする。

（本助成金の額）

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 1（4）に定める金額とする。この場合において、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 実施要綱第4 1（4）ア（ウ）及びイ（オ）に定める本助成金の交付にあたっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 公社が実施する公共用充電設備又は充放電設備設置を含む助成事業（以下「該当事業」という。）に令和6年4月1日以降に申請していること。
- 二 初度登録日または初度検査日が令和6年度以降の車両の場合、該当事業の申請を第7条第1項における書類提出前に申請していること又は申請する予定であること。
- 三 初度登録日または初度検査日が令和7年度以降の車両の場合、該当事業の申請を第7条第1項における書類提出前に申請していること。
- 四 充放電設備の設置場所にあつては、助成対象車両における自動車検査証上の使用の本拠の位置又は自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されていること。

（本助成金の交付申請）

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「交付申請者」という。）は、助成金交付申請書（第1号様式その1）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出するものとする。

2 実施要綱第4 1（4）ア（ウ）及びイ（オ）に定める本助成金の交付を受けようとする場合は、令和6年4月1日以降に該当事業申請を行い、該当事業において額確定通知書を受領した日から30日以内または令和13年2月28日までのいずれか早い日までに助成金実績報告書（第1号様式その2）及び別表第2に掲げる書類を公社に提出すること。なお、既に第9条第2項に基づく助成金交付決定通知書（第2号様式）を受領する前に該当事業の額確定通知書を受領している場合は助成事業の交付決定通知書を受領してから30日以内に助成金交付実績報告書（第1号

様式その2)及び別表第2に掲げる書類を提出すること。ただし、公社が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の規定による申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

4 前項の規定にかかわらず、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定する。

5 助成対象者は、第1項の規定による交付申請に係る手続の代行を、助成対象車両を販売する者等に対して依頼することができる。

6 前項の規定による依頼を受け交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。

7 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

（申請の受理期間、受理の停止等）

第8条 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、公社が別に定める期間とする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りでない。

2 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

3 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算を超えない範囲で受理するものを決定する。

（本助成金の交付決定）

第9条 公社は、本助成金の交付の申請（以下「本交付申請」という。）を受理したときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

2 公社は、第7条第1項に定める申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第2号様式その1）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 公社は、第7条第2項に定める申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第2号様式その2）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付の決定（以下、「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、被交付者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 交付申請を行った年度の3月31日までに助成対象車両の初度登録等を行うこと。
- 二 第16条の助成事業実績報告書の提出を同条に定める時期に行うこと。
- 三 第16条の助成事業実績報告書を提出した日の属する年度から起算して4か年度にわたって助成対象車両の当該各年度の稼働状況等について、翌年度の6月末日までに使用状況報告書（第4号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出すること。ただし、令和6年度以降に交付決定を受けた車両が別表5に定める軽自動車又は電動バイクである場合は、使用状況報告書の提出期間は3か年度とする。

なお、助成対象者がリース事業者の場合にあつては、助成対象車両を使用するシェアリング事業又はレンタカー事業を営む者が公社に当該報告を行うものとする。

- 四 公社が助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第2項又は第3項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。なお、当該調査の結果は都へ提供を行う。

- 五 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。この場合において、被交付者は、手続代行者に、当該資料、情報等を公社に提供させることができる。

- 六 本要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

- 七 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される補助金等を受給しないこと。

- 八 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本要綱その他法令の規定を遵守すること。

- 2 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、被交付者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付すことができるものとする。

（申請の撤回）

第11条 被交付者は、第9条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

ただし、助成金交付決定通知書（第2号様式その2）に対する撤回は、実施要綱第4 1（4）ア（ウ）及びイ（オ）に係る部分に限る。

- 2 公社は、前項の届出があつたときは、その内容を都に報告するものとする。

（助成事業の計画変更に伴う申請）

第 12 条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第 6 号様式）を提出しなければならない。ただし、事業の効果・目的に影響を与えない軽微な変更については、この限りではない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

- 2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、助成金交付決定通知書に記載のある助成対象経費、及び交付決定額の増額は承認しないものとする。
- 3 公社は、前項の承認に当たっては、必要に応じて都と協議し、都へ報告するものとする。
- 4 公社は、第 2 項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。
- 5 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第 13 条 被交付者は、個人の事業者にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第 7 号様式）を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第 14 条 被交付者は、第 9 条第 1 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

- 2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（助成事業の廃止）

第 15 条 被交付者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第 8 号様式）を提出しなければならない。

- 2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、廃止を承認するものとする。
- 3 公社は、前項の承認に当たっては、必要に応じて都と協議し、都へ報告するものとする。
- 4 公社は、第 2 項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。
- 5 公社は、第 2 項の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（実績の報告）

第 16 条 被交付者は、助成事業実施後 30 日以内に、助成事業実績報告書（第 9 号様式）及び別表第 4 に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出について、天災地変その他被交付者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期日までに行うものとする。

（助成金の額の確定及び助成金の交付）

第 17 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 9 条第 1 項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、速やかに助成金確定通知書（第 10 号様式）により当該被交付者に通知し、本助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 18 条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条第 1 項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定をうけたもの（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 3 公社は、第 1 項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。
- 4 本事業に係る都から公社への委託補助が終了しているときは、第 1 項及び第 3 項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（不正手続き等に対する措置）

第 18 条の 2 公社は、助成対象者又は手続代行者（以下本条において「助成対象者等」という。）が、偽りその他不正の手段によりこの要綱に規定する手続きを行い、又はこの要綱その他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該助成対象者等に対し、次の措置を講じることができる。

- 一 第 9 条の規定による本助成金の不交付の決定、前条の規定による交付決定の取消し、次条の規定による本助成金の返還及び第 20 条の規定による違約加算金の納付
- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

（本助成金の返還）

第 19 条 公社は、被交付者に対し、第 18 条第 1 項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を定めて当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の交付額が、本交付要綱第 6 条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る被交付者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。

- 3 被交付者は、前2項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
- 4 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第11号様式）を提出しなければならない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第21条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 6 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項から第4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（違約加算金）

- 第20条 公社は、第18条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た違約加算金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（延滞金）

- 第21条 公社は、被交付者に対し、第19条第1項及び第2項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（他の助成金等の一時停止等）

- 第22条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。
- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（処分の制限）

第 23 条 被交付者は、取得財産（助成事業により取得し、又は効用を増加した財産。以下同

じ。）を処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、担保に供すること。以下同じ。）又は移転（都外への住所変更及び自動車検査証上の使用の本拠の位置の都外への変更をいう。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別表第 5 に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（第 12 号様式）を公社に提出しなければならない。

3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第 1 項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、前項の規定による申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。

4 公社は、前項の決定において、第 1 項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書（第 13 号様式）により、行うものとする。

5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環公総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した返還額（以下「返還金」という。）を請求するものとする。

6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

7 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前 6 項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（助成事業の経理）

第 24 条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

2 被交付者は、前項の書類について、第 16 条第 1 項に規定する助成事業実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度の終了の日から別表第 5 に掲げる処分制限期間を超過するまでの期間保存しておかななければならない。ただし、天災地変その他被交付者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

（調査等）

第 25 条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、本事業に関する報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第 1 項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（個人情報等の取扱い）

第 26 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た被交付者に係る個人情報及び企業活動上の情報

(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た被交付者の個人情報等については、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 27 条 次の各号に掲げる本事業に係る手続については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第 7 条の規定に基づく本助成金の交付申請
- 二 第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づく稼動状況等の報告
- 二 第 16 条に基づく本助成金の実績報告
- 三 第 23 条第 2 項の規定に基づく取得財産等の処分承認申請

(その他必要な事項)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (令和 5 年 4 月 14 日付 5 都環公地温第 425 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 14 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 4 月 19 日 6 都環公地温第 601 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 26 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 4 月 24 日付 7 都環公地温第 1048 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 28 日から施行する。

別表第 1 自動車検査証の記載事項の要件（第 4 条関係）

自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書中の欄名	通常の購入の場合	リースの場合	割賦販売（※）で購入する場合
所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	自動車販売業者又はローン会社等
使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース使用者	助成対象者と同一名義

※割賦販売：売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売すること。

別表第 2（第 7 条関係）

1	助成金交付に係る申請書（第 1 号様式その 1）
2	助成対象車両に関する情報
3	助成対象者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※法人申請の場合のみ必要。 ※申請日時点で、発行日から 3 か月以内のものに限る。 ※バイクシェアリング事業又はレンタルバイク事業の場合は EV バイクのシェアリング又はレンタル事業を行う旨が確認できるもの
4	法人都民税・事業税納税証明書又は法人設立・設置届出書 ※民間事業者等で登記事項証明書に東京都内の事業所の記載がない場合のみ必要 ※申請日時点で、発行日及び届出日から 3 か月以内のものに限る。
5	助成対象者の住民票は印鑑証明書 ※個人事業主の場合に必要 ※（原則）都外在住の場合は、個人事業納税証明書 ※（納税証明書が提出できない場合）東京都の開業届、確定申告書 ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る。
6	購入車両（購入した電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は電動バイクをいう。以下この表において同じ。）の代金に係る見積書（車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの） ※入札等で購入する場合は助成対象車両を導入することが確認できる仕様書等 ※リースの場合は不要
7	リース見積書 ※リース契約の場合のみ必要
8	シェアリング事業又はレンタル事業に用いることが確認できる書類（貸出時の約款などで貸渡料金が確認できるもの）

9	その他公社が必要と認める書類
---	----------------

(充放電設備又は公共用充電設備の導入による助成額の実績報告)

1	助成金交付実績報告書（第1号様式その2）
2	令和6年度以降に公社が実施する公共用充電設備若しくは充放電設備導入に係る事業の額確定通知書
3	令和6年度以降に公社が実施する本事業の助成対象となった車両の助成金交付額確定通知書（第10号様式）
4	その他公社が必要と認める書類

別表第3（第10条関係）

1	使用状況報告書（第4号様式）
2	その他公社が必要と認める書類

別表第4（第16条関係）

1	助成事業実績報告書（第9号様式）
2	助成対象車両に関する情報
3	購入車両（購入した電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車又は電動バイクをいう。以下この表において同じ。）の代金に係る請求書又は注文書（車両本体価格（税抜）及び車名・グレードが確認できるもの） ※リースの場合は不要
4	購入車両の代金の支払に係る領収書 ※リースの場合は不要
5	購入車両の自動車車検証、軽自動車届出済証又は標識交付証明書
6	購入車両に係るリース契約書 ※リース契約の場合のみ必要 ※リース契約を締結したリース事業者及びリース使用者双方の印があるもの ※リース期間、リース料金、車両（登録番号、車台番号、車名・グレード等）が記載されていること。 ※登録番号、車台番号、車名・グレード等が確認できない場合はそれらが確認できる物件受取証等もあわせて提出すること。 ※リース契約期間は処分制限期間以上であること。
7	シェアリング事業又はレンタル事業に用いることが確認できる書類（貸出時の約款などで貸渡料金が確認できるもの）
8	振込先口座が確認できる書類

9	その他公社が必要と認める書類
---	----------------

別表第5（第23条及び第24条関係）

区分	処分制限期間
Z E V（軽自動車を除く）	4 年
Z E V（軽自動車）	3 年
電動バイク	3 年